

## タイにおける税務の基礎知識 第23回

2013年も12月となり、そろそろ個人所得税にかかる確定申告を考える季節となりました。そこで今回と次回にわたり、タイ及び日本における確定申告について解説をいたします。特に2013年中にタイに赴任された方、または、日本に帰任された方は両国において手続きが必要となりますので注意が必要となります。

項 目	タイ国	日 本
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人所得税の確定申告の基本</li> </ul>	<p>日本人駐在員の場合、原則としてすべての人がその年中に得た所得(給与所得)について、翌年の3月31日までに確定申告を行い、所得税を納付しなければなりません。なお毎月の給与から徴収されている源泉所得税については、確定申告書により計算される所得税額から控除されます。</p>	<p>日本においては、給与所得の収入金額が2000万円を超える人は、その年中の所得について、翌年3月15日までに確定申告書を提出し、所得税を納付しなければなりません。給与の支払者により徴収された源泉所得税は、確定申告の際に、所得税の総額から控除されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2013年にタイに赴任した者</li> <li>2013年中にタイに赴任した者の所得税の取扱いは右のようになります。ただしそれぞれの企業において海外赴任に関する取り扱いが異なる可能性があるため、勤務先によく確認してください。</li> <li>- 赴任日を境に居住形態が変わる</li> <li>- 住民税</li> <li>- 現物給与等の課税漏れに注意</li> </ul>	<p>原則として赴任日を境に、赴任日前は日本の居住者、赴任日以降はタイの居住者となります。</p> <p>赴任前: 基本的にはタイにおける課税関係は生じません。ただし、赴任前(非居住者期間)においてタイでの勤務がある場合で、租税条約による短期滞在者免税の規定が適用されない場合には、その赴任前の期間に係る所得についても、タイにおいて申告する必要が生じます。</p> <p>赴任後: 赴任日からその年の年末までの期間はタイの居住者となることから、赴任後以降の期間に係る給与については、タイにおいて申告しなければなりません。なおタイには住民税はなく、所得税の申告・納付のみで終了です。</p> <p>タイにおいて申告すべき給与所得については、タイの勤務に基づくものである限り、支払地は関係ありません。また確定申告の際に注意を要するのは、会社が直接払っている経済的便益になります。例えばタイの住居に係る家賃を日本の企業が直接払っている場合で、本人の現地給与計算に反映されていないケースがあります。この場合にはその家賃部分も含めタイにおける給与として申告しなければなりません。またタイにおいては日本の所得税法上認められている非課税社宅のような規定はないことから、家賃の全額が赴任者の給与に該当することとなります。</p>	<p>左記と反対の状況となるので、赴任前までは日本の居住者であり、赴任後は日本の非居住者に該当いたします。</p> <p>日本においては海外転勤の場合、勤務先において出国時(赴任時)に年末調整を行い、その年の1月1日から出国日までの期間に係る所得税を精算している場合が多いと思います。この場合には、給与所得以外に所得がない場合には所得税に関して特に手続きは必要ありません。</p> <p>赴任後は日本の非居住者に該当するため、給与の支給がタイの勤務に基づくものである限り、日本における課税関係は発生いたしません。ただし日本法人の役員である場合には、日本の非居住者であっても、日本国内の支払いに係る役員報酬について、日本で課税関係が発生するので注意してください。また給与所得以外に日本の国内源泉所得に該当する所得がある人は、別途、確定申告が必要となります。</p> <p>日本では所得税の他に住民税がありますが、住民税は前年の所得を基準にして、その年の1月1日現在日本に住所を有する場合に課税されます。2013年中にタイに赴任された場合には、2013年1月1日現在は日本に住所を有するため、2012年の所得に基づく住民税を納付しなければなりません。なお2013年の所得に基づく住民税は2014年1月1日現在において日本に住所を有しないことから、住民税の課税はありません。</p>

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。